

2 答申第 6 号  
令和 2 年 1 1 月 4 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 吉 岡 マ サ ヨ

## 答 申 書

令和 2 年 9 月 2 日付け 2 障第 2 5 9 3 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）及び目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第 4 項）について

**【健康福祉部障害者福祉課】**

#### 2 審議会の意見

障害者福祉課が保有する障害者手帳所持者に関する情報（次年度就学予定児のものに限る。）を市教育委員会が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。また、当該目的外利用に係る本人通知を省略することは適当である。

#### 3 承認日

令和 2 年 1 0 月 2 3 日